

# 地方税法

昭和25年7月31日法律第226号

## 改正法令

地方税法等の一部を改正する法律  
令和2年3月31日法律第5号  
令和3年1月1日 施行

【旧】

○地方税法

〔昭和二十五年七月三十一日号外  
法律第二百二十六号〕

：

：

《略》

：

目次

：

第一款 通則（第七十三条—第七十三条の十・・・《略》・・・

第二款 課税標準及び税率（第七十三条の十・・・《略》・・・

第三款 賦課及び徴収（第七十三条の十六・・・《略》・・・

第四款 督促及び滞納処分（第七十三条の三十四—第七十三  
条の三十八）

第五節 道府県たばこ税

第一款 通則（第七十四条—第七十四条の八・・・《略》・・・

第二款 徴収（第七十四条の九—第七十四条・・・《略》・・・

第三款 督促及び滞納処分（第七十四条の二十五—第七十四  
条の二十九）

第六節 ゴルフ場利用税

第一款 通則（第七十五条—第八十一条）

第二款 徴収（第八十二条—第九十一条）

：

第三款 種別割

第一目 税率（第七十七条の七）

第二目 賦課及び徴収（第七十七条の八・・・《略》・・・

第三目 督促及び滞納処分（第七十七条の十九—第七

【新】

○地方税法

〔昭和二十五年七月三十一日号外  
法律第二百二十六号〕

：

：

《略》

：

目次

：

第一款 通則（第七十三条—第七十三条の十・・・《略》・・・

第二款 課税標準及び税率（第七十三条の十・・・《略》・・・

第三款 賦課及び徴収（第七十三条の十六・・・《略》・・・

第四款 督促及び滞納処分（第七十三条の三十四—第七十三  
条の三十九）

第五節 道府県たばこ税

第一款 通則（第七十四条—第七十四条の八・・・《略》・・・

第二款 徴収（第七十四条の九—第七十四条・・・《略》・・・

第三款 督促及び滞納処分（第七十四条の二十五—第七十四  
条の三十）

第六節 ゴルフ場利用税

第一款 通則（第七十五条—第八十一条）

第二款 徴収（第八十二条—第九十一条）

：

第三款 種別割

第一目 税率（第七十七条の七）

第二目 賦課及び徴収（第七十七条の八・・・《略》・・・

第三目 督促及び滞納処分（第七十七条の十九—第七

【旧】

十七条の二十三

第九節 鉦区税（第七十八条—第二百五十八・・・《略》・・・

第十節 道府県法定外普通税（第二百五十九条・・・《略》・・・

第三章 市町村の普通税

：

第三款 種別割

第一目 税率（第四百六十三条の十五）

第二目 賦課及び徴収（第四百六十三条の・・・《略》・・・

第三目 督促及び滞納処分（第四百六十三条の二十五—第四百六十三条の二十九）

第四節 市町村たばこ税

第一款 通則（第四百六十四条—第四百七十・・・《略》・・・

第二款 徴収（第四百七十二—四百八十・・・《略》・・・

：

第四款 督促及び滞納処分（第七百一条の六・・・《略》・・・

第五款 使途等（第七百一条の七十三・第七・・・《略》・・・

第六節 都市計画税（第七百二条—第七百二条・・・《略》・・・

第七節 水利地益税、共同施設税、宅地開発税及び国民健康保険税（第七百三条—第七百三十条）

第八節 法定外目的税（第七百三十一条—第七・・・《略》・・・

第五章 都等及び固定資産税の特例

第一節 都等の特例（第七百三十四条—第七百・・・《略》・・・

：

：

《略》

：

（道府県民税に関する用語の意義）

第二十三条 道府県民税について、次の各号に掲げ・・・《略》・・・

【新】

十七条の二十四

第九節 鉦区税（第七十八条—第二百五十八・・・《略》・・・

第十節 道府県法定外普通税（第二百五十九条・・・《略》・・・

第三章 市町村の普通税

：

第三款 種別割

第一目 税率（第四百六十三条の十五）

第二目 賦課及び徴収（第四百六十三条の・・・《略》・・・

第三目 督促及び滞納処分（第四百六十三条の二十五—第四百六十三条の三十）

第四節 市町村たばこ税

第一款 通則（第四百六十四条—第四百七十・・・《略》・・・

第二款 徴収（第四百七十二—四百八十・・・《略》・・・

：

第四款 督促及び滞納処分（第七百一条の六・・・《略》・・・

第五款 使途等（第七百一条の七十三・第七・・・《略》・・・

第六節 都市計画税（第七百二条—第七百二条・・・《略》・・・

第七節 水利地益税、共同施設税、宅地開発税及び国民健康保険税（第七百三条—第七百三十条の二）

第八節 法定外目的税（第七百三十一条—第七・・・《略》・・・

第五章 都等及び固定資産税の特例

第一節 都等の特例（第七百三十四条—第七百・・・《略》・・・

：

：

《略》

：

（道府県民税に関する用語の意義）

第二十三条 道府県民税について、次の各号に掲げ・・・《略》・・・

【旧】

：

- 八 控除対象配偶者 同一生計配偶者のうち、前・・・《略》・・・
- 九 扶養親族 道府県民税の納税義務者の親族（・・・《略》・・・
- 十 障害者 精神上の障害により事理を弁識する・・・《略》・・・
- 十一 寡婦 次に掲げる者をいう。

イ 夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者  
又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもののうち、  
扶養親族その他その者と生計を一にする親族で政令で定める  
ものを有するもの

ロ イに掲げる者のほか、夫と死別した後婚姻をしていない者  
又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもののうち、  
前年の合計所得金額が五百万円以下であるもの

- 十二 寡夫 妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしてい  
ない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるものう  
ち、その者と生計を一にする親族で政令で定めるものを有し、  
かつ、前年の合計所得金額が五百万円以下であるものをいう。

【新】

：

- 八 控除対象配偶者 同一生計配偶者のうち、前・・・《略》・・・
- 九 扶養親族 道府県民税の納税義務者の親族（・・・《略》・・・
- 十 障害者 精神上の障害により事理を弁識する・・・《略》・・・
- 十一 寡婦 次に掲げる者でひとり親に該当しないものをいう。

イ 夫と離婚した後婚姻をしていない者のうち、次に掲げる要  
件を満たすもの

- (1) 扶養親族を有すること。
- (2) 前年の合計所得金額が五百万円以下であること。
- (3) その者と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められ  
る者として総務省令で定めるものがないこと。

ロ 夫と死別した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らか  
でない者で政令で定めるもののうち、イ(2)及び(3)に掲げる要  
件を満たすもの

- 十二 ひとり親 現に婚姻をしていない者又は配偶者の生死の明  
らかでない者で政令で定めるもののうち、次に掲げる要件を満  
たすものをいう。

イ その者と生計を一にする子で政令で定めるものを有するこ  
と。

ロ 前年の合計所得金額が五百万円以下であること。

【旧】

- 十三 合計所得金額 第三十二条第八項及び第九・・・《略》・・・
- 十四 利子等 利子、収益の分配その他これらに・・・《略》・・・
- イ この法律の施行地において支払を受けるべ・・・《略》・・・

：  
：  
《略》  
：

(個人の道府県民税の非課税の範囲)

- 第二十四条の五 道府県は、次の各号のいずれかに・・・《略》・・・
- 一 生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号・・・《略》・・・
- 二 障害者、未成年者、寡婦又は寡夫（これらの者の前年の合計所得金額が百三十五万円を超える場合を除く。）
- 2 分離課税に係る所得割につき前項第一号の規定・・・《略》・・・
- 3 道府県は、第二百九十五条第三項の規定により・・・《略》・・・

：  
《略》  
：

(道府県民税に係る検査拒否等に関する罪)

- 第二十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、・・・《略》・・・
- 一 前条の規定による帳簿書類その他の物件の検・・・《略》・・・
- 二 前条第一項の規定による物件の提示又は提出・・・《略》・・・
- 三 前条の規定による徴税吏員の質問に対し答弁・・・《略》・・・
- 2 法人（法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるもの（人格のない社団等を除く。以下この項において「その他の社団等」という。）を含む。以下この項、第五十条第五項、第六十九条第四項、第七十条第二項、第七十一条の十六第三項及び

【新】

ハ その者と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者として総務省令で定めるものがないこと。

- 十三 合計所得金額 第三十二条第八項及び第九・・・《略》・・・
- 十四 利子等 利子、収益の分配その他これらに・・・《略》・・・
- イ この法律の施行地において支払を受けるべ・・・《略》・・・

：  
：  
《略》  
：

(個人の道府県民税の非課税の範囲)

- 第二十四条の五 道府県は、次の各号のいずれかに・・・《略》・・・
- 一 生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号・・・《略》・・・
- 二 障害者、未成年者、寡婦又はひとり親（これらの者の前年の合計所得金額が百三十五万円を超える場合を除く。）
- 2 分離課税に係る所得割につき前項第一号の規定・・・《略》・・・
- 3 道府県は、第二百九十五条第三項の規定により・・・《略》・・・

：  
《略》  
：

(道府県民税に係る検査拒否等に関する罪)

- 第二十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、・・・《略》・・・
- 一 前条の規定による帳簿書類その他の物件の検・・・《略》・・・
- 二 前条第一項の規定による物件の提示又は提出・・・《略》・・・
- 三 前条の規定による徴税吏員の質問に対し答弁・・・《略》・・・
- 2 法人（法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるもの（人格のない社団等を除く。以下この項において「その他の社団等」という。）を含む。以下この項、第五十条第六項、第六十九条第四項、第七十条第二項、第七十一条の十六第三項及び